

福山市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長及び福山市上下水道事業管理者から通知があったので、同項の規定により公表します。

2026年（令和8年）4月27日

福山市監査委員	小葉竹	靖
福山市監査委員	日下	真吾
福山市監査委員	奥	陽治
福山市監査委員	八杉	光乘

2025年度（令和7年度）監査における指摘事項の措置通知

市民局

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>松永支所 松永保健福祉課 北部支所 北部保健福祉課 東部支所 東部保健福祉課 神辺支所 神辺保健福祉課</p> <p>老人福祉センター及びふれあいプラザの 指定管理について</p> <p>老人福祉センター及びふれあいプラザ は、その設置目的を効果的に達成するた め、指定管理者として地域住民で組織する 運営委員会等に管理・運営をさせており、 各保健福祉課では、年度協定の締結や指定 管理料の支出などの事務を行っている。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>北部保健福祉課及び東部保健福祉課に おいて、支出負担行為を整理する時期に不 整合が見られたため、福山市予算規則に基 づき適切に実施されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>2026年度（令和8年度）の指定管理料に係る 支出負担行為に当たっては、福山市予算規則に 基づき、契約締結日の2026年（令和8年）4月 1日で整理を行い、年度協定締結の報告と併せ て行った。また、指摘事項を課内で周知すると ともに、マニュアルを改正するなど福山市予算 規則に基づき適正な事務を行うよう改めた。</p>

2025年度（令和7年度）監査における指摘事項の措置通知

上下水道局 施設部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>水づくり課</p> <p>松永ポンプ場ほか自家用電気工作物保安業務について</p> <p>当該業務は、松永ポンプ場、柳津ポンプ場及び機織ポンプ場の自家用電気工作物の保安管理業務を委託により実施するものである。</p> <p>2023年度（令和5年度）から3年間の長期継続契約を締結しており、業者選定に当たっては、指名競争入札が無効となったため、随意契約により実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>支出負担行為の整理や変更契約の締結に係る合議に不備が見られたため、福山市上下水道局会計規程に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>支出負担行為の整理については、長期継続契約を締結している内海東部地区浄化センター他保守点検業務委託において、2026年（令和8年）4月1日に、3年度目の支出負担行為の決裁を行い、適切に処理した。</p>